

平成 23 年度

# 宮城県宮城野高等学校同窓会 入会式

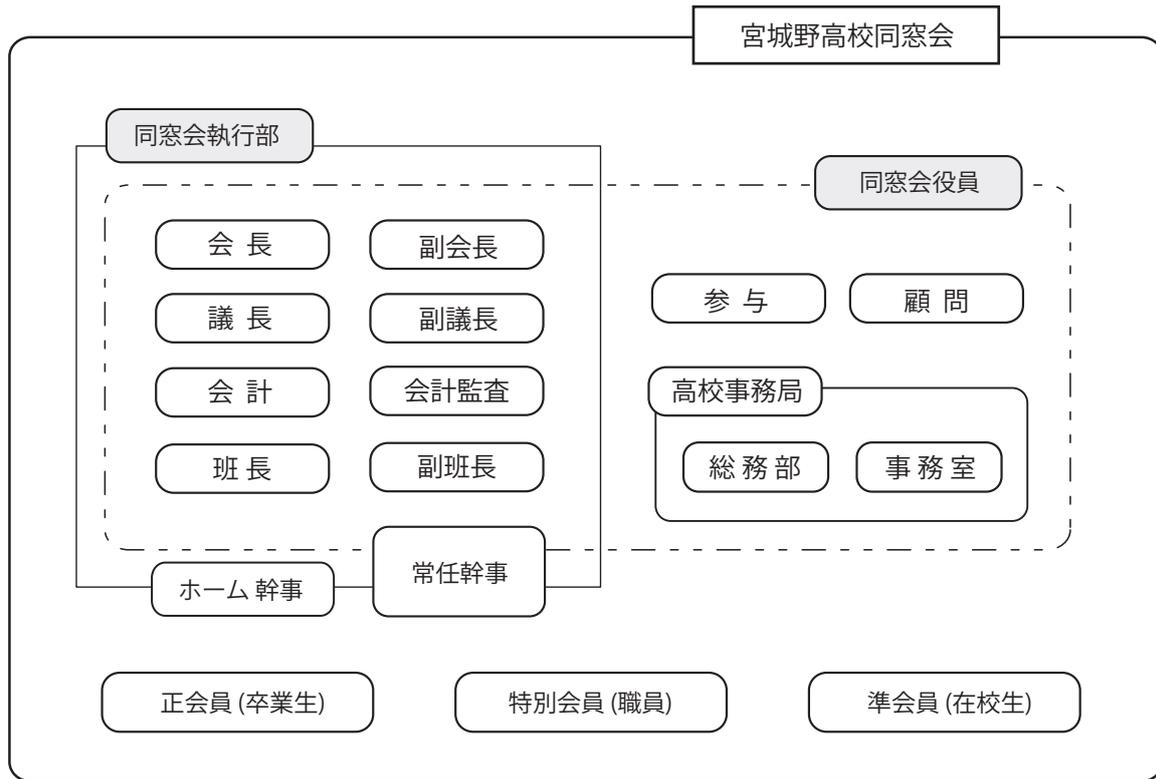
2012.02.29.Wed 14:10-14:30

宮城野高校体育館

- 式次第 -

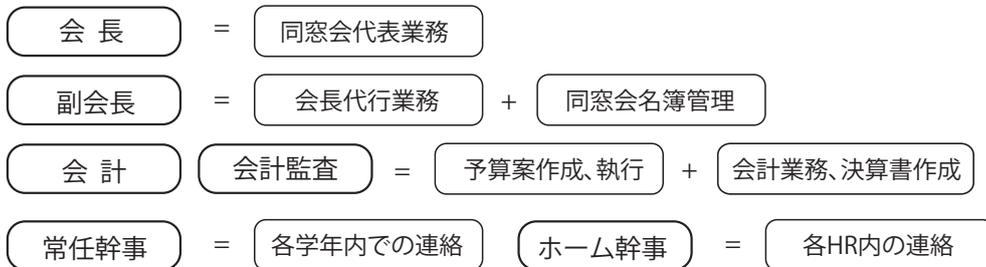
1. 開会
2. 同窓会会長挨拶
3. 参与挨拶
4. 同窓会紹介  
役員紹介  
組織図、活動紹介  
会則説明  
プライバシーポリシー説明
5. 15 回生ホーム幹事紹介
6. 記念品贈呈
7. 連絡・その他

# 宮城野高校同窓会組織図



## 宮城野高校同窓会執行部内訳

### 各役員の責務



### 同窓会活動の基礎活動となる7つのプロジェクト班と 議長副議長の主な役割



\* 詳細は別紙記載

平成23年度 宮城野高校第14期同窓会 役員・執行部

H23年09月 現在

役職	氏名 (卒業年次)				
執行部	会長	庄司 諒 (10)			
	副会長	片平 敏誌 (6)		相馬 洋子 (7)	
	議長	渡邊 俊樹 (10)			
	副議長	伊藤 早希 (9)			
	会計	安藤 早季子 (13)	大泉 卓也 (10)		
	会計監査	上野 岳 (10)			
	総会開催班	植西 舞 (13)	南部 陽菜 (12)	高橋 真理子(14)	大泉 卓也 (10)
	会報班	齋藤 歩佳 (11)	國吉 美沙 (11)	川嶋 彩香 (14)	阿部 琢哉 (6)
	在校生支援班	村上 藍 (13)	森 菜有香 (14)	清野 菜津江 (14)	
	卒業生支援班	及川 絵里 (12)	井手田美奈子 (12)	佐藤 美咲 (14)	
	同窓会企画班	千坂 真史 (13)	山田 幸未 (13)	岩崎 智大 (14)	阿部 伊吹 (14)
	WEB班	庄司 諒 (10)			
参与	齋藤 公子 校長 (現校長)				
宮城野高校事務局	藤原 昇 (総務部長)	佐藤 佐助 (総務部)	成川 みよ子 (事務室長)	中澤 智子(主査)	

常任幹事 役員 旧役員	初代会長 田畑 洋行(1)	副会長 石田 直子(1)	副会長 佐藤 寛和(4)	副会長 武田 晃祐(5)	
	前会長 堀 清志 (6)	前議長 金内 康祐 (9)			
	菅原 康之 (1)	平山 奈奈枝 (1)	菅原 恵美 (1)	坂本 英子 (2)	
	福田 友美 (2)	中井 紀子 (2)	伊藤 美由希 (3)	田中 雅 (3)	
	及川 聡子 (3)	菊池 哲平 (4)	大場 裕也 (4)	齋藤 千恵子 (4)	
	高橋 幸也 (5)	佐々木 愛 (5)	伊藤 恵 (5)	瀬戸 春香 (6)	
	永井 沙蓉 (6)	緑川 直樹 (6)	井上 貴將 (7)	丸藤 純 (7)	
	大森 貴文 (7)	安斎 綾子 (8)	佐々木 奏奈 (8)	高橋 真理子 (8)	
	高木 みどり (9)	菅野 さやか (9)	古舘 葵 (10)	中田 和 (10)	
	庄司 真理 (11)	齋藤 ユリ (12)	齋藤 真奈美 (12)	袖井 舞 (12)	
	清野 菜津江 (14)	難波 彩世 (14)	森 菜有香 (14)		

# 宮城県宮城野高等学校同窓会会則

平成23年度9月改訂版

(赤字/下線部は学校との協議に一任した条項)

第1条 (名称) 本会は宮城県宮城野高等学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第2条 (会員) 本会の会員は次のとおりとする。

正会員 宮城県宮城野高等学校の卒業生、または本校に在籍した者で役員会の  
認めたもの  
特別会員 現職員および旧職員  
準会員 在校生

第3条 (目的) 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展を助成する。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1 会員相互の連絡、研修
- 2 会員名簿の作成・保存
- 3 会報の発行
- 4 在校生への援助
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 (役員)

第1項 本会に次の役員をおく。

- 1 顧問 若干名
- 2 参与 1名
- 3 会長 1名
- 4 副会長 若干名
- 5 議長 1名
- 6 副議長 2名以上
- 7 会計 2名以上
- 8 会計監事 2名
- 9 常任幹事 各年次1名以上
- 10 事務局 若干名

第2項 前項3から9までの役員を同窓会執行部に属するものとする。

第6条 (役員を選出) 会長および副会長は総会にはかり、正会員より選出する。事務局は正会員または特別会員より校長が推薦し、会長が委嘱する。顧問は歴代校長を会長が委嘱する。参与には現校長を推戴する。その他の役員は内規の定めるところによる。

第7条 (役員任期)

第1項 役員任期は2ケ年とし、留任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第2項 会長および副会長が、疾病等の事情により任務の継続が著しく困難であると認められる場合もしくは著しい任務の懈怠がある場合には、総会の議決により解任することができる。その他の役員解任については内規の定めるところによる。

第8条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。その他の役員の任務は内規の定めるところによる。

第9条（会合）本会の会合は総会、役員会、幹事会とする。

第10条（総会）本会は毎年9月に総会を開き、予算、決算の承認、会則の改廃、その他の重要事項を決定する。また、役員会が必要と認められた時は臨時総会を開くことができる。

第11条（役員会）役員会は必要があると認められる時に会長または議長が召集し、会務の執行に関する事項を審議する。役員会は、第5条第1項3号から7号に掲げる役員が出席する。

第12条（幹事会）幹事会は随時会長または議長が召集し、予算、決算その他の必要な会務を審議し処理する。緊急の場合は幹事会において、出席会員の3分の2以上の多数による議決をもって総会の議決にかえることができる。幹事会は、ホーム幹事が出席する。

第13条（ホーム幹事）

第1項 卒業時に、各ホームより2名以上選出し、会長が委嘱する。

第2項 卒業後のホーム幹事の任命および解任には会長の承認を要する。

第14条（ホーム幹事の任務）ホーム幹事はホームを代表して幹事会に出席するほか、内規に定める任務を遂行する。

第15条（議事の成立）総会および幹事会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。役員会の議事は原則として出席役員の全会一致により決する。

第16条（経費）本会の会計は、終身会費、その他の会費をもってあてる。  
正会員は本会を維持するために終身会費を拠出するものとする。

第17条（会員の義務）会員は転住、改姓、死亡のときはすみやかに母校事務局に通知するものとする。

第18条（会計年度）本会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第19条（会則の変更）本会則は総会の議決により変更することができる。

## 附 則

- 1 会務執行上の規則は内規として別に定める。
- 2 本会は支部を設けることができる。支部を設けた場合は本部に報告するものとする。なお、その場合に、支部長は幹事として幹事会に出席することが望ましい。
- 3 本会則は平成10年3月1日より施行する。
- 4 終身会費は5400円とし、入学時から3年間で納入する。
- 5 幹事は各年次毎に2名程度いることが望ましい。
- 6 (事務局は母校教職員の中から校長が推薦することが望ましい。)
- 7 任命された常任幹事若干名の中で、事務局長1、会計1、庶務1、書記1としての会務を会長の指示に従って分担することが望ましい。
- 8 支部、または卒業年度が同じ会員で、同期会などを開く場合は、本部に連絡して補助(金)を受けることができる。その場合の金額については、時期や規模などを勘案してその都度決定する。
- 9 本会則は平成12年3月17日より一部改正する。
- 10 本会則は平成18年2月25日より一部改正する。
- 11 本会則は平成18年9月3日より一部改正する。
- 12 本会則および附則は平成22年9月11日より一部改正する。

## 宮城県宮城野高等学校同窓会慶弔内規

- 1 弔 問
  - (1) 正会員 弔電
  - (2) 特別会員 現職員 弔電および花輪または香典  
旧職員 弔電(香典については、その都度考慮する。)
  - (3) 準会員 香典20,000円

- 2 病気見舞 原則として考慮しない。

### 附 則

- 1 本内規は平成10年3月1日より施行する。
- 2 本内規は平成13年3月17日より一部改正する。
- 3 本内規は平成15年3月11日より一部改正する。

## 宮城県宮城野高等学校同窓会における個人情報の取り扱いについて

現同窓会会員及び、新しく同窓会に加入される皆様へ

1. ご提供いただいております個人情報は以下の目的で使用いたします。

1-1. 同窓会会員名簿を作成する場合。

1-2. 同窓会が本来の目的とした活動をする場合、また必要と思われる作業を進行する際など合法的な目的のために活用する場合。（同窓会会報、総会通知、周年事業募金・等の発送宛名及び各種リストの作成）

### 2. 個人データの第三者提供の制限

ご提供いただいております個人情報の内容は、本人の承諾なしに学校、同窓会関係者以外の第三者に開示、提供することはありません。ただし、以下のような場合は、例外として情報を開示、できるものといたします。

\*法令の規定による場合

\*ご本人及び公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

\*同窓会が必要とする活動のうち、外部業者への業務委託を行う必要がある場合

### 3. 個人情報管理について

現在同窓会では名簿編纂については外部委託を行っていませんが、会報等の発送手続に関しては外部業務委託を行っています。この際、提供いただいております個人情報は、業者において機密保持に万全を尽くすことの確約を得ております。

### 4. 個人情報の開示・訂正・削除について

個人情報は原則として本人に限り、開示・訂正・削除・利用の停止を求めることができます。

個人情報の取扱いに関する件で何か申し出がある場合は、宮城野高校同窓会（または宮城県宮城野高校事務局）へご連絡下さい。